

○栃木市中高層建築物によるテレビ受信障害防止に関する指導要綱

平成22年3月29日
告示第209号

(目的)

第1条 この告示は、中高層建築物の建築にともなって発生するテレビ受信障害について、紛争を未然に防止するために必要な事項を定めることにより、地域住民の利便と秩序維持の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)の定めるところによる。

2 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住居系地域 法第48条に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域をいう。
- (2) 非住居系地域 住居系地域以外の地域をいう。
- (3) 受信障害 テレビジョン放送(VHF及びUHF)の電波の受信を妨げられることをいう。
- (4) 電波障害専門技術者 一般社団法人日本CATV技術協会が認定するCATV総合監理技術者、第1級CATV技術者又はCATVエキスパート(受信調査)の資格を有する者及びそれに準ずる専門的な知識を有する者をいう。
- (5) 近隣関係者 中高層建築物の建築によりテレビジョン放送の電波の受信障害を直接受けることとなる建築物の所有者又は住居者をいう。

(平30告示50・一部改正)

(適用範囲)

第3条 この告示の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物を建築する場合に適用する。

- (1) 住居系地域内で高さが10メートルを超える建築物
- (2) 非住居系地域内で高さが15メートルを超える建築物

(受信障害対策)

第4条 中高層建築物を建築しようとする建築主(以下「建築主」という。)は、中高層建築物による受信障害が生じると予測される場合は、あらかじめ、電波障害専門技術者によりその地域の受信障害の予測調査を行い、調査の結果及び措置の方法を記載した電波障害調査報告書(以下「調査報告書」という。)を作成しなければならない。ただし、周囲の状況等により、受信障害が生じるおそれがないと認められる場合は、この限りでない。

2 建築主は、前項の調査の結果、受信障害を生じるおそれがあるときは、近隣関係者と協議し、建築主の負担において、その障害の除去について必要な措置を講じなければならない。

3 建築主は、第1項に係る調査報告書を法第6条第1項の規定による確認申請書又は法第18条第2項の規定による通知書に添付しなければならない。

(補則)

第5条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成22年3月29日から施行する。

附 則(平成30年告示第50号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。